

はじめに

日蓮聖人の歴史叙述については、西域（印度周辺諸国）・大陸（中国大陸）・半島（朝鮮半島）・列島（日本列島）に展開した政治史・宗教史・外交史・文化史・経済史・災害史・戦乱史などが、しばしば遺文中に用いられることが知られている。このうち、日本史の記事に関しては、かつて編年的考察を試み、日蓮聖人の日本史記述の全体的特色と傾向を分析した。また、そのなかで、聖人の史実に関する知識と認識が、何を源泉としているか、その典拠の検索の必要性を指摘した<sup>①</sup>。

日蓮聖人が日本史に関する知識の拠り所とされた古代正史には、養老四年（七二〇）成立の『日本書紀』全三〇巻、寛治八年（一〇九四）以後成立の『扶桑略記』全三〇巻などがあることは従来より指摘されてきたところである<sup>②</sup>。前者は神代紀より持統天皇一年（六九七）までの国史を編年体で編纂した勅撰の国史で「六国史」<sup>③</sup>の第一にあたり、後者は伝承では延暦寺の天台僧皇円によって編纂され<sup>④</sup>、神武天皇元年（推定紀元前六六〇）より寛治八年（一〇九四）までの国史を仏教に力点を起きながら略述した私撰の国史であるといえる。中でも『扶桑略記』は全文が現存せず、日蓮遺文をはじめ、多くの断片的資料から、その復元が試みられているところである<sup>⑤</sup>。

本章では、このうち官撰国史である『日本書紀』に着目し、遺文中の日本史記述のうち、本書成立の養老四年（七二〇）以前の事項について、『日本書紀』の記録と比較することにより、聖人の日本史に対する情報収集のありかたの一端を考察する。

別表は、日蓮聖人の日本史記述のうち、『日本書紀』が成立した養老四年（七二〇）以前の遺文中の史的記述を抜粋したものである。和暦の欄は暦年を示し、主に年代表記には和暦を用い、（ ）内に西暦を表記した。なお、後述するように、『日本書紀』の記録は、持統天皇一年（六九七）の記事を最後とするが、今後、『日本書紀』以外の勅撰・私撰の史書等との比較・検討をも可能とするため、本表では、持統天皇以後、本書成立の養老四年（七二〇）までの遺文中の記述もあわせて紹介した。

事項の欄は、原則として『日本書紀』の記載に立脚して項目を立てたが、『日本書紀』にない歴史的事項については、『扶桑略記』等の文献類や各種の年表類<sup>⑥</sup>に準拠し、その他記録のみえない典拠未詳の事項については、日蓮遺文中の説示に基づいた。なお、『神国玉御書』（八七八～八七九頁）や『和漢王代記』（二二五～二三五四頁）にみられるような歴代天皇の呼称のみを紹介する記事については採録しなかった。

『日本書紀』の記述の欄には、事項欄の史実に相当すると思われる『日本書紀』中の記述を白文で記載し、（ ）内に『新訂増補国史大系 日本書紀』前後篇<sup>⑦</sup>の典故を明示した。

日蓮遺文の記述の欄は、日蓮聖人遺文における具体的記述を紹介し、（ ）内に遺文名と『昭和定本日蓮聖人遺文』<sup>⑧</sup>の出版頁を記載した。また、引用の遺文は、真蹟現存遺文・真蹟曾存遺文・真蹟断片現存遺文・真蹟断簡現存遺文に限定した。日蓮聖人遺文では、真蹟が伝わらない遺文においても、別表に記載した日本古代史に関する記事が散見される

が<sup>(9)</sup>、これらは真蹟が伝存しないため本章では考察の対象外とした。備考欄は、遺文中の特異な事例、『日本書紀』以外の典拠、その他特筆すべき点を付記した。

#### 一、『日本書紀』について

『日本書紀』全三〇巻は、舍人親王を総裁とする奉勅撰の史書で、日本国の神代紀より持統天皇十一年（六九七）までの国史を編年体で編纂したものである。『日本書紀』の成立に関しては、『続日本紀』の養老四年（七二〇）五月癸酉日（二一日）の条に「先是一品舍人親王奉勅修日本紀、至是功成、奉上紀世卷系図一卷」<sup>(10)</sup>とあるのが、本書の完成奉を上を報ずる記事とされる。更に同記事によれば、本書には別に凶録一卷が作成されたことが知られるが、伝存しない<sup>(11)</sup>。

『日本書紀』の書名については諸説あり、前掲の『続日本紀』養老四年の条に「日本紀」とあることなどから、『日本紀』が本来の書名であったとも、貞観年間（八五九〜八七七）成立とされる『令集解』に「日本書紀」の名称がみえることなどから、早くから『日本書紀』の呼称も併用されていたともいわれる<sup>(12)</sup>。

『日本書紀』の諸本については、古くは奈良時代末から平安時代初期の書写とされる古写本の「四天王寺本」「猪熊本」「田中本」が確認されるほか、平安時代中期の写本「岩崎本」、平安時代後期の写本「前田本」、院政期の写本「宮内庁書陵部本」「北野本」、聖人在世では嘉禎二年（一二三六）書写の「鴨脚（いちちょう）本」、弘安九年（一二八六）書写の「卜部兼方本」などがあるが、いずれも全三〇巻が揃って現存するものではない。また、刊本・版本として刊行されたものに、慶長四年（一五九九）の勅版本の神代巻、慶長十五年（一六一〇）の古活字本の全三〇巻、寛永年間（一六二四〜一六四四）に慶長古活字本に訓点を加えて整版した寛永版本などがあるが、これらはずっと後世のものである<sup>(13)</sup>。

こうした現状から察するに、日蓮聖人以前に成立し、しかも今日まで完全なかたちで伝存する『日本書紀』は、現時点では皆無と言わざるをえない。つまり、日蓮聖人在世に本書がいかなるかたちで実在したかは未詳であり、まして聖人が本書をいかに閲覧され得たかは全く不明なのである。仮に閲覧の事実があったとするならば、当時の『日本書紀』の流布の状況から、それは恐らく書写本の形態であったことが推察されるのである。

ただし、古くは養老五年（七二二）に始まり奈良時代から平安中期にかけて宮廷で行われた『日本書紀』講読の記録（講記）である『日本紀私記』があり<sup>(14)</sup>、また平安時代には『日本紀鈔』、鎌倉時代中期<sup>(15)</sup>には卜部兼方（うらべかねかた）著『釈日本紀』などの注釈書の類が成立していたことを確認でき<sup>(16)</sup>、聖人がこうした講義録・注釈書・研究書などの副次的書物によって、その知識を得られた可能性も否定できない。

#### 二、日蓮聖人における『日本書紀』の受容

日蓮聖人の『日本書紀』の受容<sup>(17)</sup>について論じる前に、聖人が『日本書紀』の存在を認知されていたか、また本書の原典乃至写本を披見されていたか否かという問題が生ずる

のであるが、これについては、別表の欽明天皇一三年（五五二）の仏教伝来の記事を紹介した『断簡二八四』（二九六六頁）に「日本紀曰、欽明天皇十三年壬申十月十三日辛酉百濟国聖明王始献金銅釈迦像一軀」、および推古天皇三三年（六二五）の三論宗伝来を紹介した『断簡七〇』（二五〇三頁）に「三論宗始渡日本、三十四代推古御宇、治十年壬戌十月、百濟僧觀勒渡之。見日本記太子伝無異義」とみえるように、「日本紀」もしくは「日本記」の名称とその引用が認められる。この事実から、少なくとも聖人が本書の存在を知知されていたこと、およびその原文を何らかのたかちで閲覧し引用されていたことを知ることができる。

更に、単にその存在を知っていただけでなく、別表の養老四年（七二〇）の『日本書紀』成立に関する『新尼御前御返事』（八六六頁）の「日本国最初の寺、元興寺・四天王寺等の無量の寺寺の日記、日本紀と申ふみより始めて多の日記」という説示から読みとれるように、聖人は、「日記」としての本書の意義・性格に着目されていたのである。ここでいう「日記（につき・にき・にちき）」とは、事実を記録したもの、すなわち記録・実録の意である。

また同時に、これらの記述から、『日本書紀』には「日本紀」と「日本書紀」という二種類の呼称がある中で、聖人においては前者の「日本紀」という呼称に準ずることが確認できよう。

しかしながら、これらの事柄をもつてしても、聖人が直接本書を披見されたという論拠にはならない。叙上の如く、『日本書紀』には『日本紀鈔』『釈日本紀』のような数々の講記・注釈書があり、また『日本書紀』より抜粋・断章引用した『扶桑略記』のような副次的典籍の存在が推測されるからで、聖人がこうした二次的・三次的文献にあたられていないとは断言できないのである。

事実、別表の欽明天皇一三年（五五二）の仏教公伝に関する記述のみえる『断簡二八四』（二九六六頁）、欽明天皇一三年（五五二）と敏達天皇一四年（五八五）の廃仏毀釈に関する記述のみえる『行敏訴状御会通』（五〇〇頁）などにしても、その引用が『日本書紀』の文面もしくは文章構成とほぼ一致するところから、聖人が文献としての本書を直接閲読された可能性も示唆されるが、これらについては別表の備考欄に注記する如く『扶桑略記』にも同類の表現が確認されている。聖人が「日本紀曰」とその典拠を明示して引用された『断簡二八四』（二九六六頁）の仏教伝来の記述にしても、「欽明天皇十三年壬申十月十三日」の部分に関しては、『日本書紀』よりも『扶桑略記』的な表現であることが看取できる。

聖人が『日本書紀』を披見された事実を証明するには、『日本書紀』にみられ、他の文献にはみられない、決定的な記事があるか否かという問題になるが、その披見の事実が確実に実証されている『扶桑略記』との比較を通じて検討すると、まず神代紀の記述については『扶桑略記』には記録がないことが指摘できる。周知の通り『古事記』には記載があるが、聖人が『古事記』を引用した例が他に確認されないもので、おそらく神代紀の記述に関しては、『日本書紀』によつたものと推測される。遺文では『神国王御書』（八七八頁）等に神名等の正確な記述がみえる。次に、崇神天皇五年（紀元前九一）の疫病流行の記事は、『扶桑略記』には記録のみえないものである。遺文では『富木入道殿御返事』（一五二〇頁）にみえ、特に疫病で日本国民の過半数が死亡したとする記述は、『日本書紀』を

参照したとしか思えないものである。また、欽明天皇一三年（五五二）と敏達天皇一四年（五八五）の廃仏毀釈に関して仏像等が難波の堀江に捨てられたとする部分は、『日本書紀』に確認され、『扶桑略記』にはみえない。遺文では『行敏訴状御会通』（五〇〇頁）に「棄難波堀江」の文言が認められる。

『日本書紀』と日蓮遺文中の記載に関して、一々の字句を比較することができるのは、右に示した程度である。その他の古代日本史に関する殆どの記述は、別表に提示した通り、『日本書紀』乃至その他の文献からの直接的な引文が少なく、聖人独自の表現によって叙述される傾向にある。したがって、その典拠を限定することは容易ではない。多くの記述が、『日本書紀』によるのか、『扶桑略記』によるのか、あるいは『日本紀鈔』『日本書紀』などの注釈書によるのかは、明確ではないのである。

### 三、日蓮聖人所引文献の検討

このように、聖人における日本古代史の記述を分析・検討することによって、その典拠として『日本書紀』もしくは『日本書紀』に類似した文献の存在が浮上してくるのである。しかしながら、全ての事項について、『日本書紀』系正史の記事が用いられたとは言いがたい。日本古代史を論ずる際に聖人が引用された文献として、『日本書紀』周辺の史料の存在も看過できないのである。

そこで次に、神代から持統天皇一一年（六九七）にいたる『日本書紀』所載年代と同時代の事件・事項の中でも、明らかに聖人が『日本書紀』以外の文献によられたと思われる事例を二、三紹介する。

まず、『日本書紀』に収録された同時代の事項のうち、確実に『日本書紀』にはみられないと判断できるのは、聖徳太子に関する記述である。別表でも顕著なごとく、太子伝については『日本書紀』の記述の引用は事実ほとんどない。これについては、平安初期成立で著者未詳の『上宮聖徳太子伝補闕記』および『聖徳太子伝暦』、あるいは『扶桑略記』等のような書物によったものであることが、既に指摘されている<sup>(8)</sup>。このように、六国史などの正史によらず、伝記類や寺誌あるいは軍記物などによったと思われる事例は、時代が下って奈良・平安朝における仏教史・戦乱史を中心とした史的記述には比較的多く見られる傾向にある。

また、本章でもしばしば対比してきたように、『日本書紀』と比肩せらるる史書として『扶桑略記』の存在があげられる。現存する『扶桑略記』全巻のうち『日本書紀』と同時代の記録がみえる第五卷以前においては、その内容・構成から字句に至るまで、非常に『日本書紀』に酷似した表現が散見される。これは『扶桑略記』が、『日本書紀』『続日本紀』『日本三大実録』などの国史を土台として編集されていることから、当然のことといえる。

先述の通り、遺文中の『扶桑略記』の引用については、その内容が『日本書紀』に酷似していることから、『日本書紀』と『扶桑略記』のいずれに拠ったものか明確には区別できない場合が多い。しかしながら、明らかに『扶桑略記』に拠ったであろうと推測される事例、すなわち『日本書紀』に記されないが『扶桑略記』には記されている記事を紹介した遺文が認められるのも事実である。

例えば、欽明天皇一三年（五五二）の百濟の聖明王の上表文<sup>(9)</sup>を引く『神国王御書』（八

七八頁)の記述、欽明天皇三二年(五七二)の八幡宮建立の記事を引く『諫曉八幡抄』(一八三五頁)の記述、敏達天皇六年(五七九)の聖徳太子が自分より年輩の渡来人を弟子と定めた伝記を引く『開目抄』(五七四頁)の記述、崇峻天皇元年(五八八)に聖徳太子が崇峻天皇の人相を占った故事を引く『崇峻天皇御書』(一三九六頁)の記述などがある。これらに関しては、聖人が『扶桑略記』を参照された可能性が高い<sup>86)</sup>。

また、歴代天皇の名称について、『日本書紀』には「○○天皇」という表記がなされないのに対して、『扶桑略記』には「○○天皇」の呼称を用いている点から、遺文中の天皇名については『扶桑略記』あるいは他の王代記を用いられたであろうことが明白である。

しかし、何度も繰り返し返すが、重要なことは、上記数例の引用以外は、厳密には『日本書紀』によったものか、『扶桑略記』によったものかは定かではないことである。叙上のように、遺文中には『日本書紀』『扶桑略記』双方の文言と相似した記述が確認されるほか、『日本紀曰』とある『断簡二八四』(二九六六頁)、「扶桑記云」とある『諫曉八幡抄』(一八三五頁)の事例をみれば、聖人が双方の文献を閲覧されていたと考えるのがむしろ妥当であろう。『扶桑略記』に関しては引用の事実が明確であるのにたいして、『日本書紀』の引用の形跡は断片的でしかないため見落とされがちなのである。しかしながら、本章で考察した通り、確実にその痕跡を確認することができたのである。

なお、補足であるが、遺文中には『日本書紀』や『扶桑略記』あるいは聖徳太子の伝記類にはみられない記述も確認される。用明天皇年中(五八六〜五八七)に聖徳太子が仏教を習学したとする『報恩抄』(二二〇七頁)の記事、皇極天皇年中(六四二〜六四四)に禪宗が伝来したとする『神国王御書』(八七九頁)等の記事、天智天皇年中(六六二〜六七二)に天智天皇が無名指を釈迦仏に供養したとする『事理供養御書』(一二二六頁)の記事、天武天皇年中(六七二〜六八五)に法相宗が伝来したとする『神国王御書』(八七九頁)の記事などがそれである。これらの記事については、その典拠の検索が求められる。

#### 四、『日本書紀』をめぐる日蓮聖人の学問的環境について

このように、日蓮聖人の遺文中には、『日本書紀』の記録年代と相重なる時代に起こった歴史的事件が、数多く紹介されていることは事実である。その典拠がいかなる書物であったかを探求することは困難ではあるが、聖人の学問的環境に目を向けることによって、つまり聖人の周辺にいかなる典籍が実在したかを考証することによって、その回答が見いだせるかも知れない。そこで、次に日蓮聖人が在世当時に閲覧されたであろう文献類の中に、古代日本正史を記した書物の名がみえるかについて検討を加える必要が生じる。

まず、聖人の筆になる『日本書紀』の書写本や抜書の存否についてみてみる。聖人書写の各種要文類<sup>87)</sup>や聖人所持の『注法華経』<sup>88)</sup>には、管見の限り『日本書紀』からの抜き書きがみえないところから、『日本書紀』の記録を書き留めた手控えのようなものを聖人は所持・携行されていなかったことが推測される。すなわち、これら膨大な知識と情報を聖人は完全に暗記されていたか、あるいは聖人がこうした史的記録の記載された『日本書紀』等の書物を必要に迫られればすぐさま閲覧できる学問的環境にあったことを想起できるのである。

『日本書紀』の記述が、単に聖人の記憶によるものではなかったとすると、本書が聖人

の座右にあったか門弟が保有していたかということになるが、これについては身延山久遠寺・中山法華経寺等に伝わる『常修院本尊聖教事』『本尊聖教録』『大聖人御筆目録』『身延山久遠寺御霊宝記録』等の霊宝目録に『日本書紀』および『日本紀鈔』『釈日本紀』『扶桑略記』等の名が確認できないことが指摘される<sup>30</sup>。これら蔵書目録に記載のある文献類が聖人の学問的環境のすべてでないにせよ、富木氏や太田氏などの門弟を通じてこれら史書を閲読されたのでなければ、すなわち教団内で披見されていなかったとすれば、日蓮聖人の修学期・求道期における関係史書閲読の可能性も指摘できるのである。聖人がいつ、どこで本書を閲読しえたのかについては、当時の教団内外の学問的環境についての熟考を要するところであり、本章の趣旨ともかけ離れるので、この点については今後の検討課題としたい。

むすびにかえて

以上、日蓮遺文における日本史記述のなかでも古代史に着目して、『日本書紀』の記録と対照し、その特色を論じてきた。本章の要旨を約言すると、以下の一二点にまとめられよう。

- (一) 日蓮聖人が『日本書紀』なる文献を存知されていた事実は、文永一二年(一二七五)撰述の『新尼御前御返事』(身延曾存)、および『断簡七〇』『断簡二八四』に「日本紀」「日本紀」の名称が確認されることから歴然としている。
- (二) 『日本書紀』には、古来より「日本紀」「日本書紀」などの呼称が用いられていたことが知られるが、『新尼御前御返事』『断簡七〇』『断簡二八四』等の資料により、聖人においては前者の「日本紀」の呼称によられていることがわかる。
- (三) 『新尼御前御返事』の記述から、日蓮聖人が『日本書紀』の「日記」としての性格に着目されていたことが読みとれる。
- (四) 聖人が遺文中に『日本書紀』を意図的に引用した唯一の具体例として、「日本紀曰」と典拠を明示して、欽明朝の仏教伝来に関する記事を紹介した『断簡二八四』の存在が挙げられる。また、『断簡七〇』にも、三論宗伝来の記事について、事実関係を『日本書紀』に照らし合わせた形跡が確認される。
- (五) しかしながら、『断簡二八四』の記述に関しても、厳密に言えば、日蓮聖人が『日本書紀』の原典にあたられたとする確実な証拠はみられない。天皇名の記載、および仏教伝来の年月日の提示は、現存の『日本書紀』にはみられない。『日本書紀』には、数々の講録・注釈書の類が確認されており、また『日本書紀』を断章引用した文献の存在も確認でき、こうした副次的文献からの孫引きの可能性も指摘できる。
- (六) 遺文中において、今日に伝わる『日本書紀』の原文を完全なるかたちで紹介した記述は、管見に及ぶ限りではみられない。多くは『日本書紀』その他の史書にも紹介される記事の内容を、聖人が自らの言葉で咀嚼し、表現し直されたものである。
- (七) 日蓮聖人が『日本書紀』以外の古代正史として引用されたことが確定している文献として『扶桑略記』があり、その部分的表現が『日本書紀』に類似しているため、遺文中に紹介される古代日本史に関する記述が、『日本書紀』によるものか、『扶桑略記』によるものかは判然としない。

(八) ただし、神代紀の記述や崇神朝の疫病流行の記事、あるいは欽明朝・敏達朝の廃仏毀釈の記事において仏像等が「難波堀江」に廃棄されたことを示す部分など、『扶桑略記』にはみえない歴史的事項が遺文中に確認されるのも事実であり、これらが聖人における『扶桑略記』以外の『日本書紀』系国史披見の事実を物語っているものと思われる。

(九) いずれにせよ、遺文中には『日本書紀』『扶桑略記』双方の文言と相似した記述が確認されるほか、「日本紀曰」とある『断簡二八四』、「扶桑記云」とある『諫曉八幡抄』の事例をみれば、聖人が双方の文献を閲覧されていたと考えるのがむしろ妥当であろう。

(一〇) 『日本書紀』記録年代の記事の中でも、聖徳太子に関する伝記については、『日本書紀』等の正史ではなく、『上宮聖徳太子伝補闕記』『聖徳太子伝暦』などの伝記類によったものであることが指摘されている。このように、六国史などの正史によらず、伝記類や寺誌あるいは軍記物などによったと思われる事例は、時代が下って奈良・平安朝における仏教史・戦乱史を中心とした史的記述においては顕著である。

(一一) 日蓮遺文においては、現存する要文類の真蹟抜書もしくはこれらを注記した『注法華経』などの資料においても、『日本書紀』の抜粹・断章は確認されない。日本古代史の史実に関しては、すべて記憶による記述であったとも推察される。

(一二) すべての記述が記憶によったものでなかったとすれば、聖人の周辺には必要とあらばこれら文献を即座に閲覧できる環境が整っていたことを意味するが、身延・中山の霊宝目録には、『日本書紀』の関連文献の存在は確認できない。

以上、日蓮聖人遺文における『日本書紀』の受容について考察を試みた。本章の考察は、『日本書紀』以外の国史や『扶桑略記』等の記録との完全なる対照を行わなかった点で不完全なものである。更に、今後、奈良・平安時代以降の記述についても、六国史や『扶桑略記』に照らし合わせてみる必要性があり、聖人における日本史の受容については、より総合的に論ずるべきであることは否めない。また、聖人の学問的環境について検討すべき問題点も残したままとなった。今後は、これらの課題をふまえたうえで、更なる研究を進めてゆきたい。

#### 註

- (1) 高森大乘稿「日蓮聖人の歴史叙述に関する編年的考察―日本史を中心に―」(『大崎学報』一五四号、一九九八年三月)。なお、中国史に関する編年的考察に、荒誉子稿「日蓮聖人の歴史叙述に関する編年的考察―中国史を中心に―」(『仏教学論集』二四号、二〇〇〇年三月)がある。
- (2) 小西徹龍稿「扶桑略記に関する一考察―日蓮聖人御遺文と関連して―」(『関西学院史学』一五号、一九七四年)等。
- (3) 「六国史」とは、『日本書紀』『続日本紀』『日本後紀』『続日本後紀』『日本文徳天皇実録』『日本三大実録』の六書をいう。
- (4) 皇円撰述説については、堀越光信稿「『扶桑略記』皇円撰述説に関する疑問」(『国書逸文研究』一四号、一九八四年)等において疑問視されている。
- (5) 小山田和夫稿「扶桑略記(日蓮聖人遺文所引逸文)」(『国書逸文研究』七号、一九

八一年)、小西徹龍稿「扶桑略記に関する一考察―日蓮聖人御遺文と関連して―」(前掲書)、同「宗祖と『扶桑略記』」(『桂林学叢』一〇号、一九七八年)、同『扶桑略記』逸文再考」(『永島福太郎先生退職記念 日本歴史の構造と展開』、山川出版社、一九八三年)参照。国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』巻一二(吉川弘文館、一九九一年)「扶桑略記」の項、立正大学日蓮教学研究編『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(身延山久遠寺、一九八五年)「扶桑記」の項等参照。

(6) 塚本善隆編『望月仏教大辞典』巻六「大年表」(世界聖典刊行協会、一九六七年)、斉藤昭俊編『仏教年表』(新人物往来社、一九九四年)、鎌田茂雄他編『仏教史年表』(法蔵館、一九七九年)、歴史学研究会編『日本史年表』(岩波書店、一九九三年)、市古貞次他編『日本文化総合年表』(岩波書店、一九九〇年)、桑田忠親監修『日本史分類年表』(東京書籍、一九八四年)、児玉幸多他編『日本史年表・地図』(吉川弘文館、一九九七年)、国学院大学日本文化研究所編『神道事典』(弘文堂、一九九四年)等参照。

(7) 黒板勝美編『新訂増補国史大系』一卷上下、吉川弘文館、一九五二・一九五二年。

(8) 立正大学日蓮教学研究編『昭和定本日蓮聖人遺文』身延山久遠寺、一九八八年。

(9) 建治二年(一二七六)の『妙密上人御消息』(一一六二〜一一六三頁)、建治三年(一二七七)の『四条金吾殿御返事』(一三七八〜一三八三頁)、弘安元年(一二七八)の『妙法比丘尼御返事』(一五六七頁)、同じく弘安元年(一二七八)の『本尊問答鈔』(一五七八〜一五七九頁)、弘安二年(一二七九)の『四菩薩造立鈔』(一六四七頁)、同じく弘安二年(一二七九)の『曾谷殿御返事』(一六五八〜一六五九頁)、同じく弘安二年(一二七九)の『中興入道御消息』(一七二二〜一七二三頁)など。中でも建治三年(一二七七)の『四条金吾殿御返事』は、ほぼ全文が仏教伝来当時の日本史の紹介にあてられており、その内容から聖人における『扶桑略記』参照の事実が指摘されている(小西徹龍稿「扶桑略記に関する一考察―日蓮聖人御遺文と関連して―」前掲書)。

(10) 『新訂増補国史大系 続日本紀』前篇八二頁(吉川弘文館、一九七四年)。

(11) 国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』巻一一(吉川弘文館、一九九〇年)「日本書紀」の項、日本古典文学大辞典編集委員会編『日本古典文学大辞典』巻四(岩波書店、一九八四年)「日本書紀」の項。

(12) 註(11)に同じ。

(13) 註(11)に同じ。

(14) 『国史大辞典』巻一一(前掲書)「日本紀私記」の項、『日本古典文学大辞典』巻四(前掲書)「日本紀私記」の項。

(15) 恐らくは聖人在世の文永一年(一二七四)以降、正安三年(一二三〇)以前。

(16) 『日本古典文学大辞典』巻四(前掲書)「日本書紀」「日本紀鈔」の項、『日本古典文学大辞典』巻三(吉川弘文館、一九八四年)「釈日本紀」の項、国史大辞典編集委員会編『国史大辞典』巻七(吉川弘文館、一九九〇年)「釈日本紀」の項。

(17) 日蓮聖人とは直接関係ないが、中世日本における『日本書紀』の受容については、近年『国文学 解釈と鑑賞』六四卷三号―特集 日本紀の享受―(一九九九年)に数々の興味深い研究成果が報告されている。



- (18) 『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(前掲書)「聖徳太子」「物部大連守屋」の項等参照。
- (19) 上表文の典拠は未詳。なお『扶桑略記』の引用典拠については、松本信道稿『扶桑略記』典籍・文書名索引(『国書逸文研究』一八号、一九八六年)、堀越光信稿『扶桑略記』典籍・文書名索引稿の補訂(『国書逸文研究』一九号、一九八七年)に紹介される。
- (20) このほか遺文中では『日本書紀』の記録年代以降の記事も確認されており、『諫晚八幡抄』(一八三五頁)や『鼠入鹿事』(一三六五頁)など、現存の『扶桑略記』には該当個所のない逸文も散見される。『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇(前掲書)「扶桑記」の項参照。
- (21) 日蓮聖人真蹟集成法蔵館編集部編『日蓮聖人真蹟集成』巻五・六・九(法蔵館、一九七六〜一九七七年)。なお『扶桑略記』に関しては、『昭和定本日蓮聖人遺文』に未収録の断簡遺文にも引用がみえることが指摘されている(『日蓮聖人遺文辞典』歴史篇「扶桑記」の項参照)。
- (22) 山中喜八編『定本注法華経』巻上下(法蔵館、一九八〇年)。
- (23) 『昭和定本日蓮聖人遺文』二七二九〜二七六〇頁、『日蓮宗宗学全書』一卷一八二〜一八八、四〇四〜四三七頁(山喜房仏書林、一九五九年)。靈宝目録とは、祖滅間もない頃に蒐集・格護された日蓮聖人の著作・書状などの真蹟遺文、大曼荼羅本尊、経論疏・外典など聖人所持本の類の目録である。